

【声 明】

7年をむかえる3・11を前に

— 被災者・市民のくらしの安定・安心を第一にした「復興」への転換を！ —

(1) 7年をむかえる「3・11」も間もなくです。

あらためて犠牲となられた方々に哀悼の意を表します。また亡くなられた方々のふるさとへの思いを胸に刻み “被災者が主人公” の復興にむけて、被災者の方々と手を携えて、これからの復興の諸問題に取り組んでいく決意を固くするものです。

7年という歳月は、実に大きな変化を見せます。発災の年に生まれた子どもたちは、小学1年生となります。当時小学6年生だった子どもたちは、もはや有権者です。この若者達が、未来の担い手として大いに力が発揮できるような社会環境を築くことが復興の何よりも大切な目標の一つで、被災者の望むことでもあります。

(2) しかし、被災者のくらしの復興はきわめて遅れているのが現状です。

県は「富県宮城」創造的復興の旗をかかげて、もっぱら大企業中心の復興ハード事業をすすめてきました。大企業談合疑惑の「がれき処理」、県内沿岸 300km にわたる「巨防防潮堤の建設」、「内陸・高台への集団移転の促進」、不必要な「広域防災拠点の整備推進」、被災者医療を口実にした「メデイカル・メガバンクの設置」、漁協解体を目指す「水産特区の導入」に巨額の復興資金を投入し、復興を口実にした「リア・エア・コラィダーの誘致活動」、「放射能汚染物の一斉焼却処理」、「原発再稼働の推進」、「石炭火力発電の建設容認」をすすめています。

(3) 一方で、被災者のくらしに関わる場面では、県営の「災害公営住宅」は1戸も建設されませんでした。「災害公営住宅」を建設した各自治体は、予想を超える人口流出による空室に苦慮し、入居者の交流を深め孤立を防ぐ対策などにも充分手が回らない状況になっています。この事に関する県の対応は極めて不十分と言わざるを得ません。「くらしの安心」に不可欠な医療費に關しても県の対応はきわめて不十分です。

岩手県は、医療費窓口負担については、国の8割負担の残り2割を県と市町村が折半して、今も医療費窓口負担ゼロを継続しています。宮城は、国負担が10割から8割に変わった被災から1年半後には全て打ち切り、かろうじて9市町が大規模半壊以上の低所得者のみを対象として窓口負担ゼロを実施してきました。

(4) 県は復旧・復興は峠を越し、いよいよ「発展期」に入ったと胸をはります。しかし被災者の復旧・復興はまだまだ続きます。被災者の方々が「一日も早い元の日常生活の回復と現状を見つめ納得される」まで支援を続けなければなりません。そのためにも私たち県民センターは、医・職・住の確保は、重要であり、医療費の窓口負担ゼロ・災害公営住宅の家賃低減はその重要な施策の柱として被災者と共に運動を展開してきました。ところが、ハード重視の創造的復興を掲げる村井県政は、被災した住宅に住み続けている「在宅被災者」への対応も含めて被災者の生活再建にはきわめて冷淡です。「富県宮城」構想では被災者の希望の実現はきわめて困難です。しかし運動を強めて実現しなければなりません。

被災者の方々は、やっと災害公営住宅に入居し、一安心と思った矢先、家賃負担増という現実にぶつかりました。低所得者には、一般公営住宅の家賃をさらに引き下げた家賃低減制度が適用されましたが、6年目から徐々に上がり、10年目には一般公営住宅並みになるのです。それは入居者にとっては負担の重いものとなっています。入居者の多くは年金暮らしの高齢の方々です。安倍政権の社会保障水準の引き下げ、格差社会の拡大の下では日常の医療費、家賃負担に苦勞し、将来の生活不安は拭えないのです。

いま被災者の方々は、将来とも安心して暮らしていきける家賃制度を求めて、運動を展開しています。この運動は、各自自治体に広がりを見せ、それを受けて、県内の被災市町のいくつかでも、現行低減家賃での据え置き等の対応策を示しています。

(5) 7年をむかえる宮城の復興は、まさに県民との対話による、被災者をはじめ、県民のくらしの安定・安全に關わる文字通りの「対話」「実践」の発展となることを実現するものとしなければなりません。私達県民センターは、被災者、市民と手を携えて一層の努力を傾注することを表明して、来たる「3・11」を迎えたいと思います。

以上

2018年 3月6日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305

電話 022-399-6907 FAX022-399-6925

<http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com>

e-mail : miyagi.kenmincenter@gmail.com